

異常気象時の生徒の登校について

平成31年3月29日に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定し、出水期（6月頃）から住民がとるべき行動を警戒レベルの5段階に分けました。広島県では、令和元年5月29日より、「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されるようになりました。それにもない本校における『異常気象時の生徒の登校について』次のように改めました。

本校では生徒の安全確保を最優先しつつも、授業等の学校教育活動を大切にす観点から、できるだけ休校としない方向での学校運営を行っています。

しかしながら本校の住所地と関連が深い地域（※1）で警戒レベル（※2）、または警報（※3）が発令された場合には、次のように対応をしてください。

1 午前6時の段階で

●下記の警戒レベルのうち

レベル1・2が出ている場合

⇒交通機関等の運行状況を見ながら注意深く登校する。

熊野町でレベル3が出ている場合

⇒自宅待機する。午前10時までに解除された場合は、その時点から注意深く登校する。

熊野町でレベル4以上が出ている場合

⇒休校とする。自宅待機および自治体の警報レベルに合わせた避難行動をする。

●下記の警報のうち

一つ出ている場合

⇒交通機関等の運行状況を見ながら注意深く登校する。

二つ以上出ている場合

⇒自宅待機する。午前10時までに警報が一つになったり全て解除された場合は、その時点から注意深く登校する。

2 午前10時の段階で警報が二つ以上、出ている場合

⇒休校とする。

3 特別警報が出された場合

⇒「特別警報」が熊野で発令された場合は、休校とする。自分の居住市町で発令された場合は、学校に連絡を取って、自宅待機（安全確保）する。

4 登校後、異常気象が予測されたり、公共交通機関が停まる恐れ等、下校の安全確保が懸念される場合

⇒学校の判断で授業等を打ち切り、下校とすることがある。

* なお、生徒の各自宅近くの気象の様子や交通機関等の状況等から、保護者の方の判断として自宅待機が望ましいと思われる場合は、保護者の方自ら、学校へ御連絡ください。欠席や遅刻の扱いは別途検討します。

※1 警戒レベルの地域としては「広島・呉地域」、「熊野町」を対象とします。

※2 警戒レベル（熊野町が発令）において警戒レベルが4以上の場合は学校を休校とすることとします。なお、熊野町の警戒レベルが4以上でなくても、居住地の自治体の避難行動の呼びかけに従ってください。

警戒レベル1 心構えを高める（気象庁が発表）

警戒レベル2 避難行動の確認（気象庁が発表）

警戒レベル3 避難に時間を要する人（高齢者等）は避難（市町が発令）

警戒レベル4 安全な場所へ避難行動（市町が発令）

警戒レベル5 既に災害が発生している状況（市町が発令）

※3 警報にもさまざまな種類がありますが、本校では波浪警報と高潮警報を除き次の5種類について留意することとします。

①大雨警報

②洪水警報

③大雪警報

④暴風警報

⑤暴風雪警報